

安全報告書

(2016度)

有限会社アドバンスドエアー

(本安全報告書は、航空法第11条の6の規定に基づき作成したものです)

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

企業理念・安全方針

「安全は最優先事項である」

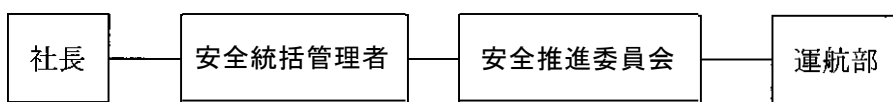
安全を第一とする安心運航を追求していきます。安全を信頼として社会に貢献する。

従業員一人一人が安全に関する意識を持ち法令を遵守し安全運航を行う。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割の概要

- ・安全統括管理者－安全管理の取組を統括的に管理する。
- ・安全推進委員会－航空安全全般に関する活動を行う。
- ・運航部－運航課と整備課で運航、整備を行い直接安全の担当を行う。

ハ) 各組織における人員数

安全推進委員会	5名
運航部	10名

ニ) 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	3名
整備従事者	3名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理者	4名
整備従事者	3名

②日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領(空航第58号)」、整備規程審査要領(空機第3号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可申請要領(空機68、69号)」により定められており、弊社では操縦士は年に1回操縦及び学科について訓練及び審査、運航管理者については年に1回学科審査、整備従事者は年に1回整備技能維持訓練を行っております。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

機長及び確認整備士は飛行及び整備に関し問題点があった場合は、報告書を作成し必要な措置を行います。

社内で「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、安全の状況の把握に努め、これを分析して関係者に周知します。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

定期的に安全対策協議を行い社員全員に安全に対する意識の向上を図ります。

毎日のミーティングにおいて標語を掲げ安全の意識を持つ。

安全教育を実施する。

③使用している航空機に関する情報

機種	機数 (H29.3.31)	座席数	平均年間飛行時間・飛行回数 (H28 年度)		導入時期	平均機齢
ロビンソン式 R44型	2機	座席数4	154:08	460	H16	22年

(3) 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項(規則221条の6第3号)

イ) 総件数

1

ロ) 主要な事態

なし

ハ) トラブルの種類別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

- 航空事故 0件
- 重大インシデント 0件
- その他安全上のトラブル 1件

概要:平成28年10月19日新潟空港付近でロビンソン式R44型JA7899が飛行中に機長が振動を感じ付近の砂浜に予防着陸を行った。予防着陸を行うことは振動はメインローターブレードの汚れが原因であったが、その時の書類の処理に不備があった。

「搭載用航空日誌にこの事案を記載していなかった。」

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項(規則第221条の6第4号)

①(3)の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

対策: 搭載用航空 H 誌の記載について運航部員にその重要性を教育した。

運航と整備間の不具合報告の手段を口頭のみではなく搭載用航空 H 誌によって行うこととした。

②国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

なし

③①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

なし

④輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2016年度については、安全上の支障を及ぼす事態の発生が1件発生しました。

取り組み目標の遅行指標である「安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。」を達成することができませんでした。先行指標である「安全推進委員会議の開催を年に3回以上とする。」は達成できたものの遅行指標の達成には寄与できておりませんでした。なぜこのような事案が発生したかについて分析した結果、全社的に、小さな不安全な事案が積み重なることで事故につながるという安全及び危機管理の意識が希薄であったのと考えられました。今後、安全意識の啓発を危機感を持って行っていかなければ安全は担保できないと思慮しております。

⑤安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

会社の安全方針は「安全は最優先事項である」としています。全社的に方針を遂行するためのスキームとして、安全指標を設定し管理します。

遅行指標は昨年度と達成できなかったため同内容を設定しました。先行指標はより具体的な方策を以って遅行指標のサポートをします。

次年度の安全指標を以下とします。

①遅行指標 安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。

②先行指標 安全情報の分析回数を年に3回以上とする

安全報告書

(2015度)

有限会社アドバンスドエアー

(本安全報告書は、航空法第111条の6の規定に基づき作成したものです)

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

企業理念・安全方針

「安全は最優先事項である」

安全を第一とする安心運航を追求していきます。安全を信頼として社会に貢献する。

従業員一人一人が安全に関する意識を持ち法令を遵守し安全運航を行う。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割の概要

- ・安全統括管理者－安全管理の取組を統括的に管理する。
- ・安全推進委員会－航空安全全般に関する活動を行う。
- ・運航部－運航課と整備課で運航、整備を行い直接安全の担当を行う。

ハ) 各組織における人員数

安全推進委員会	5名
運航部	15名

ニ) 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	6名
整備従事者	5名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理者	4名
整備従事者	3名

②日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領(空航第58号)」、整備規程審査要領(空機第73号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可申請要領(空機68、69号)」により定められており、弊社では操縦士は年に1回操縦及び学科について訓練及び審査、運航管理者については年に1回学科審査、整備従事者は年に1回整備技能維持訓練を行っております。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

機長及び確認整備士は飛行及び整備に関し問題点があった場合は、報告書を作成し必要な措置を行います。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

定期的に安全対策協議を行い社員全員に安全に対する意識の向上を図ります。

③使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間・飛行回数	導入時期	平均機齢
ロビンソン式 R44型	3機	座席数4	376:30 1,121	H16	18年

(3) 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項(規則221条の6第3号)イ)

総件数

なし

ロ) 主要な事態

なし

ハ) トラブルの種類別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

- 航空事故 0件
- 重大インシデント 0件
- その他安全上のトラブル 0件

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項(規則第221条の6第4号)

①(3)の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

なし

②国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

なし

③①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

なし

④輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2015年度については、航空事故、重大インシデントの発生はなく無事故でした。

取組み目標を①「安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。」及び②「安全推進委員会議の開催を年に3回以上とする。」としておりました。結果①、②ともに目標を達成し、安全な運航ができたものと考えます。

⑤安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

会社の安全方針は「安全は最優先事項である」としています。全社的に方針を遂行するためのスキームとして、安全指標を設定し管理します。

次年度の安全指標を以下とします。

- ①遅行指標 安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。
- ②先行指標 安全推進委員会議の開催を年に4回以上とする